

営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	24 時間

事業の実施地域

当事業所の通常の事業の実施地域は、大津市のうち志賀・真野・堅田・仰木・日吉・唐崎・皇子山・打出の各中学校区です。

提供するサービスと利用料金（介護保険給付対象サービス）

当事業所では訪問介護員がご自宅を訪問し、介護保険制度に基づく（介護予防）訪問介護サービスをご提供します。（介護予防）訪問介護サービスには次の4種類があります。

《サービスの種類》

身体介護	入浴・排せつ・食事・衣服の着脱・体位変換・通院介助等の介護を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の家事を援助します。
（介護予防）訪問介護計画	（介護予防）訪問介護計画の作成を行います。

※「通院介助」についてはご自宅から病院までの道程における同行介助のみが介護保険給付対象であり、病院内での付添いは原則として介護保険ではお引き受けできません。

※「介護予防訪問介護サービス」は、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事などを行うことができるように支援するものです。家事などを、訪問介護職員が見守りながら一緒に行います。

《サービス利用料金》

サービス利用に係る利用料金は以下の通りです。介護保険給付対象サービスの利用については、通常、利用料金の9割の額が介護保険から支給されます。

○訪問介護（サービス1回あたりの利用者負担額）

利用時間	20分未満（頻回の訪問介護は除く）	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以降、30分ごとに86円加算
身体介護	177円	263円	416円	604円	
利用時間	20分以上 45分未満	45分以上			
生活援助	196円	241円			

※ 20 分以上の身体介護に引き続いて生活援助を行った場合、利用時間に応じて以下の金額が加算されます。

利用時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
生活援助加算額	72 円	144 円	215 円

○介護予防訪問介護

	介護予防訪問介護 (Ⅰ) 1 週間に 1 回訪問	介護予防訪問介護 (Ⅱ) 1 週間に 2 回訪問	介護予防訪問介護 (Ⅲ) 1 週間に 2 回を超える訪 問
1 か月料金	1250 円	2499 円	3964 円

※初回加算 214円（新規に（介護予防）訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回もしくは同月内に訪問または同行した際）

※緊急時訪問介護加算 107円（利用者や家族等の要請を受け、ケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた訪問介護計画にない訪問介護（身体介護）を 24 時間以内に行った際。ただし、介護予防訪問介護は除く）

※生活機能向上連携加算 107 円（（介護予防）訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による（介護予防）訪問介護計画を作成した場合。初回の訪問介護が行われてから 3 か月間、算定できる）

※介護職員処遇改善加算

当事業所では、優秀なスタッフの獲得および養成に資するため、職員の処遇改善に日々努めているところですが、介護職員処遇改善加算として介護給付費が 8.6%加算となり、利用者負担額も同割合で増額となります。何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。この介護職員処遇改善加算は、介護職員の賃金改善のために使われます。

《割増料率》

以下の場合には、利用料金が割増となります（介護予防訪問介護は除く）。

通常時間外のサービス提供	夜間(午後 6 時～午後 10 時)	125/100
	早朝(午前 6 時～午前 8 時)	125/100
	深夜(午後 10 時～午前 6 時)	150/100
2名の訪問介護員によるサービス提供		2 倍の料金

《償還払いについて》

利用者がいまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定・要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から返戻されます（償還払い）。また居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合及び介護保険料滞納の場合も同様の取り扱いとなります。償還払いでは、利用者の保険給付の申請に際し「サービス提供証明書」が必要となりますので、事業所から発行いたします。

介護報酬の改正等により介護保険からの給付額に変更があった時は、変更された額に応じて、利用者の自己負担額も変更となります。

その他費用

《交通費》

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお訪ねするための交通費の実費をいただきます。なお、自動車または、原動機付自転車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

通常の実施地域を越える地点を起点として1 kmを超えるごとに50円とします。

《複写物》

利用者の記録等の開示及び複写物の交付に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります（1枚10円とします）。

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスの利用について

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスの利用については、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

利用料金は、介護保険制度に準じます。